

事務連絡
令和5年8月4日

神戸市内

児童発達支援事業所 管理者 様
放課後等デイサービス 管理者 様

神戸市福祉局
障害者支援課長

「神戸市障害児通所支援におけるこどもの安心・安全対策支援事業」
補助金交付申請について

日頃より、神戸市の障害児支援にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

みだしの件につきまして、「神戸市障害児通所支援におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金交付要綱」に基づき、補助事業に該当する支援を実施した（実施予定を含む）事業所で、補助申請を希望される場合は、別添の申請書類を神戸市福祉局障害者支援課まで提出ください。

なお、既に「神戸市障害児通所支援におけるこどもの安心・安全対策支援事業」補助金を受理している場合は、申請できませんのでご承知おきください。

記

1. 事業名

神戸市障害児通所支援におけるこどもの安心・安全対策支援事業
(別添、補助金交付要綱、こども家庭庁の実施要綱をご参照ください)

2. 補助事業の対象・補助金の額等

事業内容	対象事業所	補助の上限
①送迎用車両への安全装置の設置支援	児童発達支援・ 放課後等デイサービス	対象車両1台あたり 175,000円
②ICTを活用した 子どもの見守り支援事業	児童発達支援	対象経費の4/5以内で、 160,000円
③登降園管理システム 支援事業	児童発達支援	対象経費の4/5以内で、 160,000円 (ただし端末の購入等を行う場合は 560,000円)

※車両用安全装置のリスト

こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/> に掲載

3. 提出書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第1号別記） ※事業所ごとに作成してください。
- (3) 見積書（写し）

以上を全て法人単位でご準備いただき、取りまとめてご提出ください。

4. 提出期限

見積書または領収書を受領した時期	提出期限
令和4年9月5日～令和5年7月中	令和5年8月18日（金）
～令和5年11月中	令和5年12月8日（金）
～令和6年3月中	令和6年4月5日（金）

5. 提出先

- ・神戸市福祉局障害者支援課障害児支援事業担当係あて、Eメールでご提出ください。
提出先メールアドレス shougaiji@office.city.kobe.lg.jp
- ・メールの件名は「【法人名】神戸市障害児通所支援におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金申請」としてください。
(例：【社会福祉法人〇〇】神戸市障害児通所支援におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金申請)
- ・提出の際は、必ず法人単位でまとめていただきますようお願いします。

6. 補助金交付までの流れについて

- (1) 【法人】申請書類の提出
- (2) 【障害者支援課】補助金交付（または不交付）決定通知書の送付・実績報告の提出依頼
- (3) 【法人】実績報告書類等を提出
- (4) 【障害者支援課】額確定通知書の送付・請求書等の提出依頼
- (5) 【法人】請求書の提出
- (6) 【障害者支援課】補助金支払（請求書受理から概ね1ヶ月以内に支払う予定です）

7. 留意事項

○当補助金申請は、原則、令和5年5月25日付事務連絡「子ども安全安心対策事業の所要額調査について」において依頼しました計画書を期限内にご提出いただいた法人が対象となります。計画書未提出の法人におかれましては、予算の範囲内での補助となります。そのため決定までにお日にちをいただきますので、ご了承ください。

○令和5年4月1日より対象となる車両で児童を送迎する場合には、安全装置の装備が義務付けられています。安全装置の義務化には、令和6年3月31日までの経過措置期間が設けられていますが、児童の安全を第一に考え、極力早急に装備をすすめていただきますようお願いいたします。

(担当)

神戸市福祉局障害者支援課

障害児支援事業担当係 神崎・阿部

TEL 078-322-6780

メールアドレス shougaiji@office.city.kobe.lg.jp